

# 青森県報

第四千二百三十九号

平成二十八年  
十二月十六日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

障害福祉サービス事業者の指定	……………	(障害福祉課)	… 一
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の所在地の変更の届出	……………	( 同 )	… 一
身体障害者福祉法による医師の指定	……………	( 同 )	… 二
特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生	……………	(水産振興課)	… 二
構造計算適合性判定の指定構造計算適合性判定機関への委任	……………	(建築住宅課)	… 二

### 公 告

開発行為に関する工事の完了	……………	(建築住宅課)	… 二
建設業者の許可の取消し	……………	(三八地域 県民局)	… 三
右 同	……………	( 同 )	… 三
右 同	……………	( 同 )	… 三
海区漁業調整委員会	……………	(事務局)	… 三
会長及び会長代理就任の公示 (東部海区)	……………	(事務局)	… 三
会長及び会長代理就任の公示 (西部海区)	……………	( 同 )	… 四
内水面漁場管理委員会	……………	(海区漁業 調整委員会)	… 四
会長及び会長代理就任の公示	……………	(事務局)	… 四

## 告 示

### 青森県告示第七百八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
名 称 一般社団法人ユニバーサルネット 主たる事務所の所在地 八戸市根城四丁目二の一四 就労継続支援A型	心の里グ デリンガー	八戸市根城四丁目二の一四	平成 二六・三・一

### 青森県告示第七百八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から所在地を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
変更前	八戸調剤薬局センター	八戸市小中野二丁目四の五四 メゾンビル一階	平成 二六・三・一
変更後		八戸市小中野二丁目一の七	



建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社細川興業
- 二 代表者の氏名 細川 雄一郎
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市松ヶ丘二〇の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一四四一八号
- 五 取消年月日 平成二十八年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十八年十一月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北星物産株式会社
- 二 代表者の氏名 菊池 富栄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一九の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一三〇九九号
- 五 取消年月日 平成二十八年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
土木工事業及びびとび・土工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十八年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年十二月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 北星物産株式会社
- 二 代表者の氏名 菊池 富栄
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市江陽二丁目一九の七
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二六）第一三〇九九号
- 五 取消年月日 平成二十八年十一月三十日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成二十八年五月二十二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会公示第二号

平成二十八年八月三十一日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県海区漁業調整委員会規程（昭和三十九年七月 青森県東部海区漁業調整委員会 公示第一号）を、青森県西部海区漁業調整委員会（公示第一号）に改定する。

号) 第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十六日

青森県東部海区漁業調整委員会

会 長 松 本 光 明

職 名	氏 名	住 所
会 長	松 本 光 明	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五八四の二
会 長 代 理	上 野 德 光	上北郡六ヶ所村大字泊字焼山五〇八の二

青森県西部海区漁業調整委員会公示第三号

平成二十八年八月三十一日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県

海区漁業調整委員会規程(昭和三十九年七月 青森県東部海区漁業調整委員会 公示第一

号) 第二条第五項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十六日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 角 田 順 一

職 名	氏 名	住 所
会 長	角 田 順 一	北津軽郡中泊町大字小泊字下前一四九
会 長 代 理	立 石 政 男	むつ市脇野沢新井田一八

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第五号

平成二十八年十二月八日付けで会長及び会長代理委員が互選されたので、青森県内

水面漁場管理委員会事務規程(平成二十四年十二月二十五日青森県内水面漁場管理委員会公示第三号) 第四条第四項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十二月十六日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

職 名	氏 名	住 所
会 長	濱 田 正 隆	上北郡六ヶ所村大字倉内字谷地通一四の一七〇
会 長 代 理	原 口 健 二	青森市蛸沢二丁目二二の二

(発行所・発行人) 青森市長島二丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭